

Q：「困難な問題を抱える女性」とは、具体的にどのような女性のことでですか。

A：女性が女性であることにより直面するさまざまな事情により、日常生活や社会生活を円滑にいとめずにいる女性のことを指します。さまざまな事情とは、たとえば、性的な被害、配偶者からの暴力、給料格差による生活困窮などです。

Q：「新たに開始する取り組み」とは

A：補助金の申請を行った時点で、「新たに開始を予定している」取り組みのことをいいます。すでに実施している取り組みについては、対象外です。

Q：新たな取り組みの内容としては、どんなことが考えられますか。

A：相談対応については、電話、メール、SNS等による相談、アウトリーチ支援としての声かけなど、相談者のニーズに合わせた体制づくりが考えられます。また、自立支援については、住居・就職・生活資金等に関する情報提供や同行支援、連絡調整等が考えられます。

Q：5万円以上の物品であれば、どんなものでも申請が可能ですか。

A：申請時に、困難な問題を抱える女性への支援を新しく始めるにあたってどのように必要となるのか、しっかりとお示しいただければ可能です。ただし、場合によっては直接の聴き取りや現地調査を行った上で、交付できるかどうかを判断します。

Q：女性支援のためのシェルターを運営しています。別の棟を新たなシェルターとして整備する場合、補助金を申請できますか。

A：対象は「新たに開始する取り組み」ですので、その団体が今まで行っていなかった取り組みについて申請してもらう必要があります。したがって、既に運営しているシェルター事業について拡充したい、という場合は、対象になりません。

Q：新しく始める取り組みについて、申請しましたが、後になって必要な備品が判明しました。最初の申請で団体の上限額には達していません。もう一度申請ができますか。

A：その場合、当該事業について「変更（中止・廃止）承認申請書」を提出していただく必要があります。ただし、その時点で、他の団体も含めた補助金の交付額が予算の上限に達していた場合、増額ができません。必要な備品を十分検討した上で申請をしてください。